

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

国際婦人年と国連婦人の10年

第2次世界大戦の反省にたって創設された国際連合は、主要課題の一つとして人権擁護に取り組み、昭和21年(1946年)には男女平等の実現に向けて「婦人の地位委員会」が設置されました。そして、昭和23年(1948年)にはすべての人間の尊厳と平等をうたった「世界人権宣言」が、昭和42年(1967年)には女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、実質的な男女平等を実現するための「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

その後、男性中心につくられた社会の制度や価値を見直そうと、女性たちの解放運動が高まり、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促進するために、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティーで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

さらに、同年の国連総会では、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」とし、そのテーマを「平等・開発(発展)・平和」とすることが宣言されました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979年)の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、昭和55年(1980年)にコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間年世界会議」で署名式が行われました。

この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正をも迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなりました。

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60年(1985年)には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

北京宣言と行動綱領

平成7年(1995年)には、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワーメント(力をつけること)」を図ることを目的としていますが、中でも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されます。

女性2000年会議と政治宣言・成果文書

平成12年(2000年)には、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われました。そして、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(いわゆる「成果文書」)」が採択されました。

国連「北京+10」世界閣僚級会合

平成17年(2005年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から10年にあたることを記念し、「国連『北京+10』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の評価及び見直しが行われました。また、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2 日本の動き

国内行動計画の策定

我が国では、女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50年(1975年)に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

女子差別撤廃条約批准

昭和55年(1980年)の「国連婦人の10年中間年世界会議」において、我が国も「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59年(1984年)に国籍法、戸籍法の改正が、昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60年(1985年)に条約を批准しました。

新国内行動計画

昭和62年(1987年)には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成3年(1991年)には、第1次改定が行われました。この改定では「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すことになりました。また、この年に、1歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利を保障する「育児休業法」が制定されました。

なお、育児休業法は平成7年(1995年)に大幅に改正され、「育児・介護休業法」が成立し、育児休業に加え介護休業も労働者の権利として認められることになりました。

男女共同参画2000年プラン

平成6年(1994年)には、内閣総理大臣を本部長に全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」が設けられ、推進体制の充実が図られるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」

が設置されました。

また、平成8年(1996年)には、前年に北京で開催された世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年(2000年)には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年(2001年)の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されています。

関係法令の成立

平成14年(2002年)には、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」と言う)が「暴力」であり、「犯罪となる行為」であることが明示されるとともに、保護命令などDV対応のための法的な仕組みを整備した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が全面施行されました。また、平成16年(2004年)には、同法の一部改正法が施行され、保護命令の対象拡大や被害者の子への接近禁止命令創設など、制度の充実が図られました。

このほか、平成15年(2003年)には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成17年(2005年)には「改正育児・介護休業法」が施行されました。

男女共同参画基本計画(第2次)

男女共同参画会議から内閣総理大臣への答申を踏まえ、平成17年(2005年)には、平成12年(2000年)に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援や仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

3 宮崎県の動き

宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課設置

本県においては、昭和53年(1978年)に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議(平成2年(1990年)「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成12年(2000年)「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)を設置しました。そして、昭和54年(1979年)には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として青少年婦人課(平成3年(1991年)「女性青少年課」、平成16年(2004年)「青少年男女参画課」に改称)を設置し、女性施策についての本格的な取り組みを始めました。

宮崎県婦人問題懇話会設置

昭和55年(1980年)には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」(平成2年(1990年)「女性の未来を考える懇話会」に、平成11年(1999年)「男女共同参画推進懇話会」に、平成15年(2003年)「男女共同参画審議会」に改称)を設置しました。

行動計画の策定

昭和56年(1981年)に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌昭和57年(1982年)には「婦人に関する施策の方向 - 婦人行動計画 - 」を策定し、本県の女性施策の基本的方向を明らかにしました。

その後、昭和62年(1987年)には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」を策定、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づき、平成4年(1992年)に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定、さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて平成9年(1997年)に「ひむか女性プラン」を策定しました。

平成14年(2002年)には、第五次宮崎県総合長期計画の部門別計画として、また男女共同参画基本法第14条に規定されている都道府県男女共同参画計画として、「みやざき男女共同参画プラン」を策定し、さらに総合的な施策の展開を図ってきました。

推進体制の強化

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」(平成13年(2001年)に「男女共同参画監」に改称)を設置し、また、平成13年(2001年)には、宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化を図ってきました。

推進拠点の整備

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成3年(1991年)に「みやざき女性交流活動センター」を設置して啓発事業等を実施してきましたが、平成13年9月に、男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなどの事業拡大を行いました。

条例の制定

平成15年(2003年)4月、「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行し、県と県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくこととしました。

4 社会経済環境の変化

(1) 少子・人口減社会の進行と高齢社会の到来

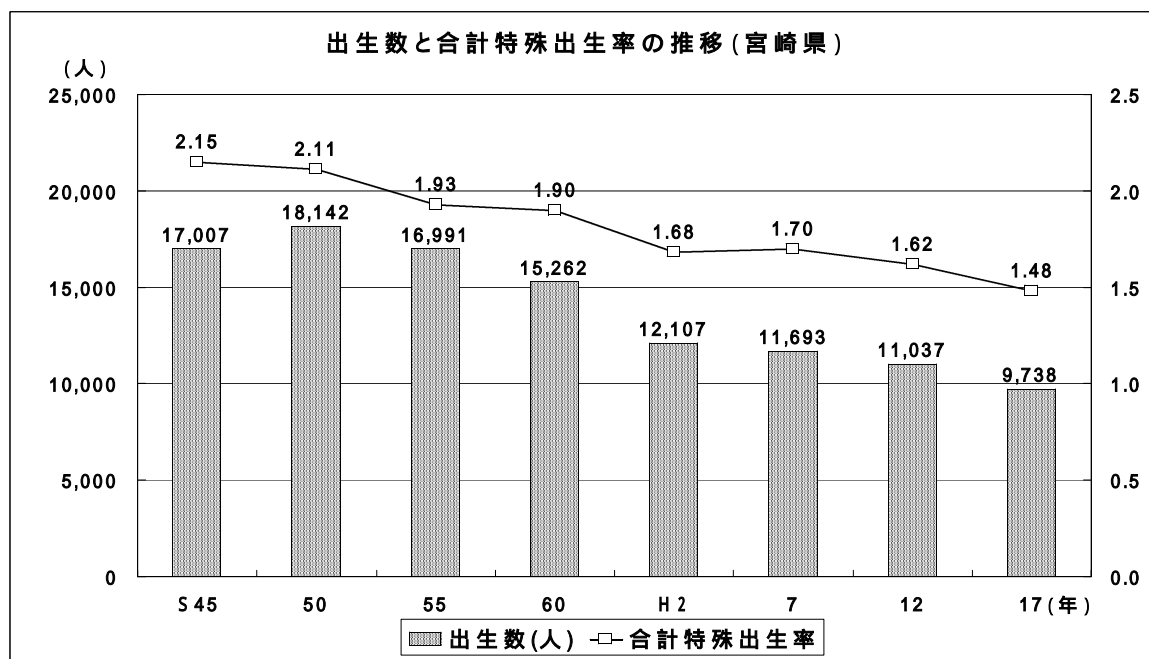
平成17年の本県の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均）は1.48と、全国平均の1.26と比べると高い水準にあるものの、平成12年の1.62から0.14ポイント下がり、戦後最低の数値となっています。これは、人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回るなど、本県においても少子化の進行が顕著であると言えます。

少子化の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇などがあると考えられますが、これには根強い性別役割分担意識や仕事優先の雇用環境下での家庭と仕事との両立に対する負担感も影響していると指摘されています。

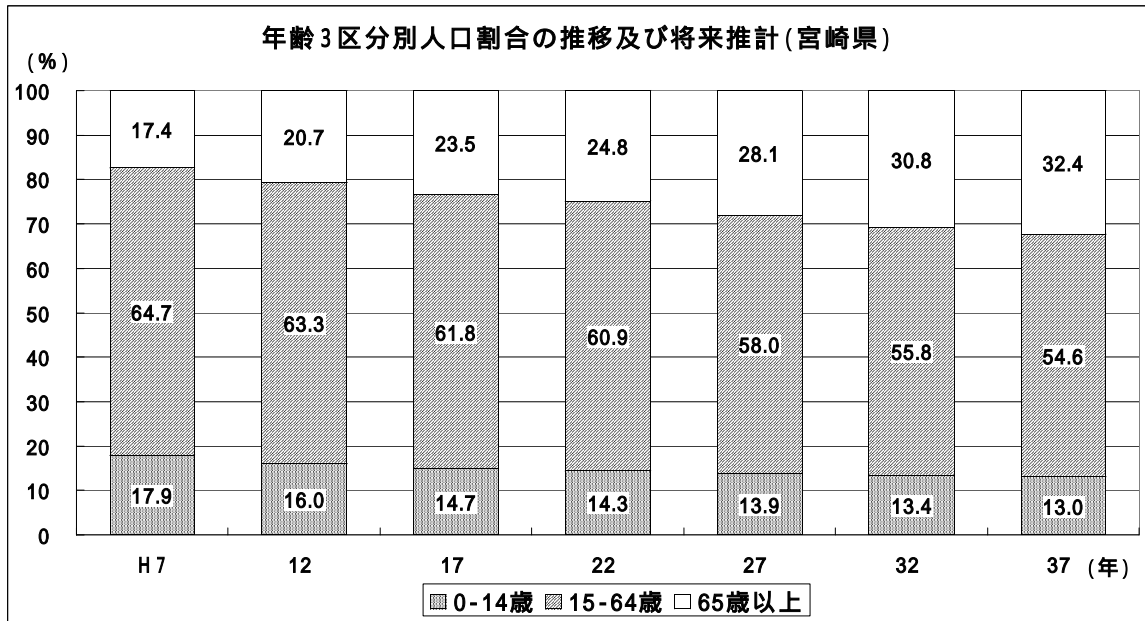
「合計特殊出生率」：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

本県の人口は平成8年以降年々減少しており、平成26年には112万9千人になると予想されています。また、人口構成では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢人口が増加していくと予測され、長期的には労働力不足の顕在化が懸念されます。

本県の高齢化は全国平均より早いペースで進んでおり、平成17年の国勢調査では65歳以上の人口割合（高齢化率）が23.5%となりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も本県の高齢化率は伸び続け、平成32年には30%台に達する見込みとなっており、高齢期の男女が共に自立し、充実した生活を送れるよう支援するとともに、地域社会の活力を維持していくことが求められています。



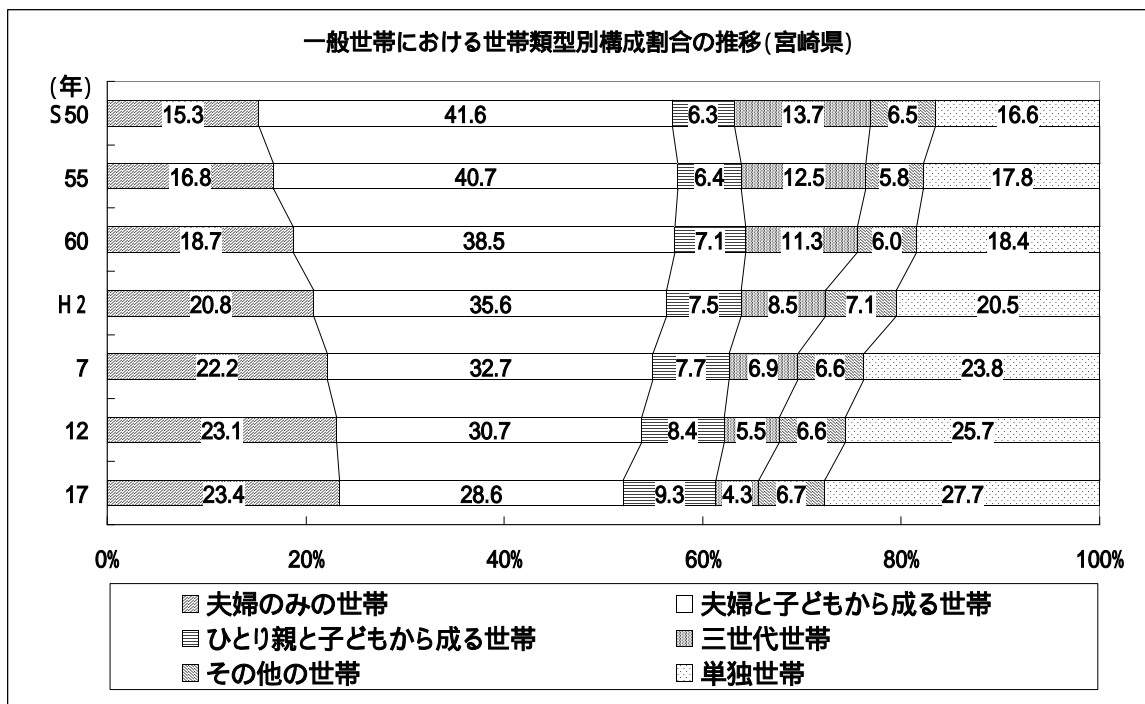
資料：厚生労働省「人口動態統計」



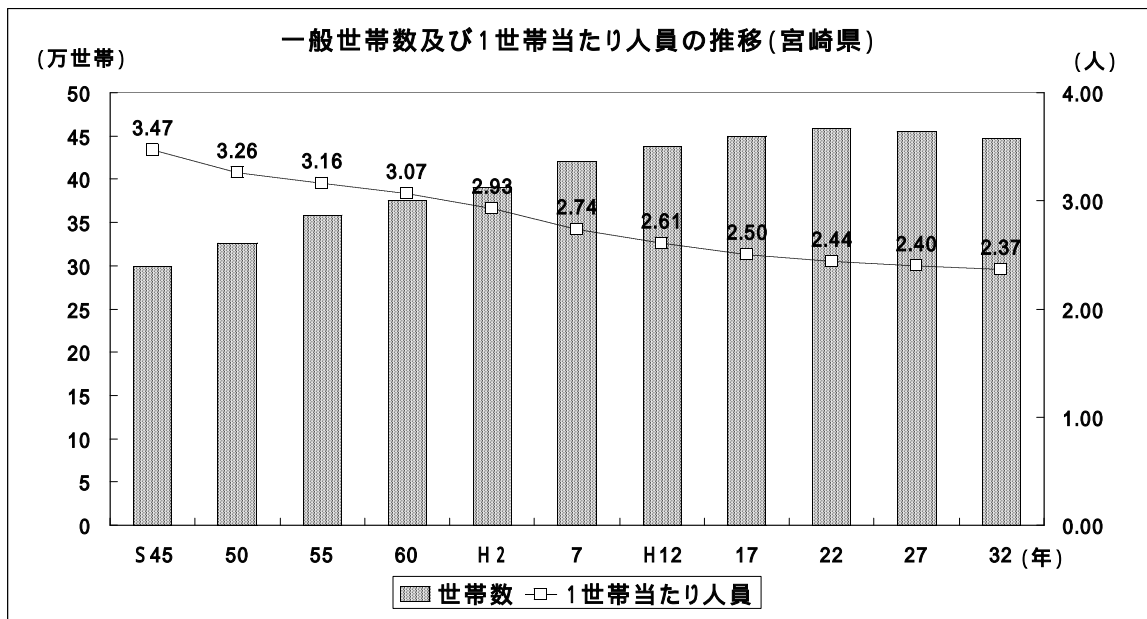
資料：H17までは総務省「国勢調査」、H22以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（平成14年3月推計）

(2) 家族形態の多様化

昭和50年以降の世帯類型別構成割合をみると、「単独世帯」は上昇し、「三世代世帯」は低下傾向、「核家族世帯」（夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子どもから成る世帯）はほぼ横ばいとなっています。また、「核家族世帯」の中で、「夫婦のみ世帯」は上昇、「夫婦と子どもから成る世帯」は低下、「ひとり親と子どもから成る世帯」がわずかに上昇しており、世帯規模の縮小と家族形態の多様化が進んでいます。



資料：総務省「国勢調査」

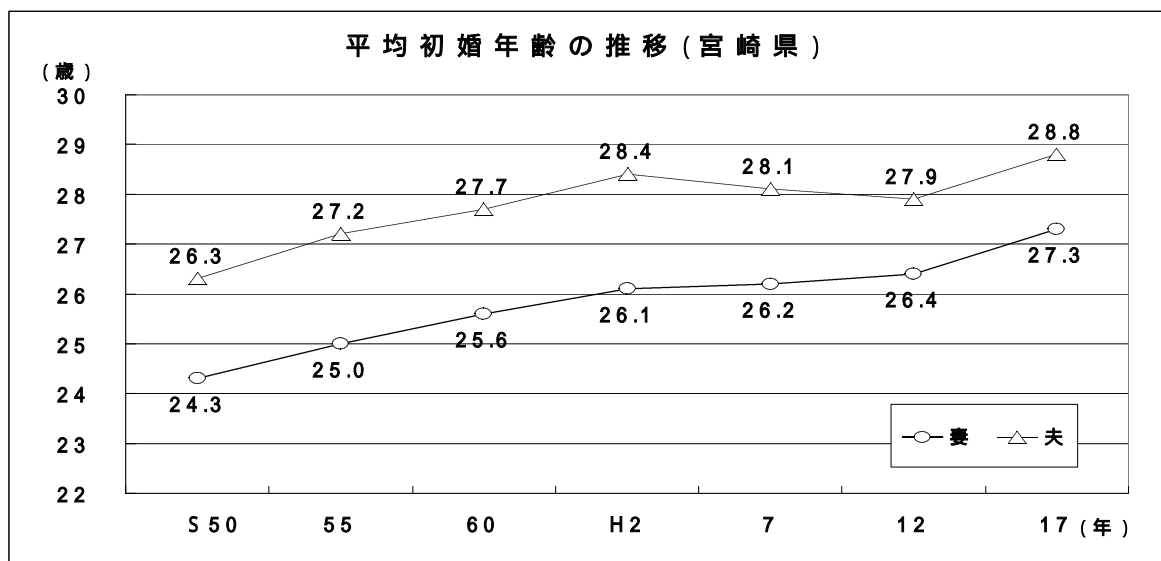


資料：総務省「国勢調査」、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計) 平成17年8月推計」

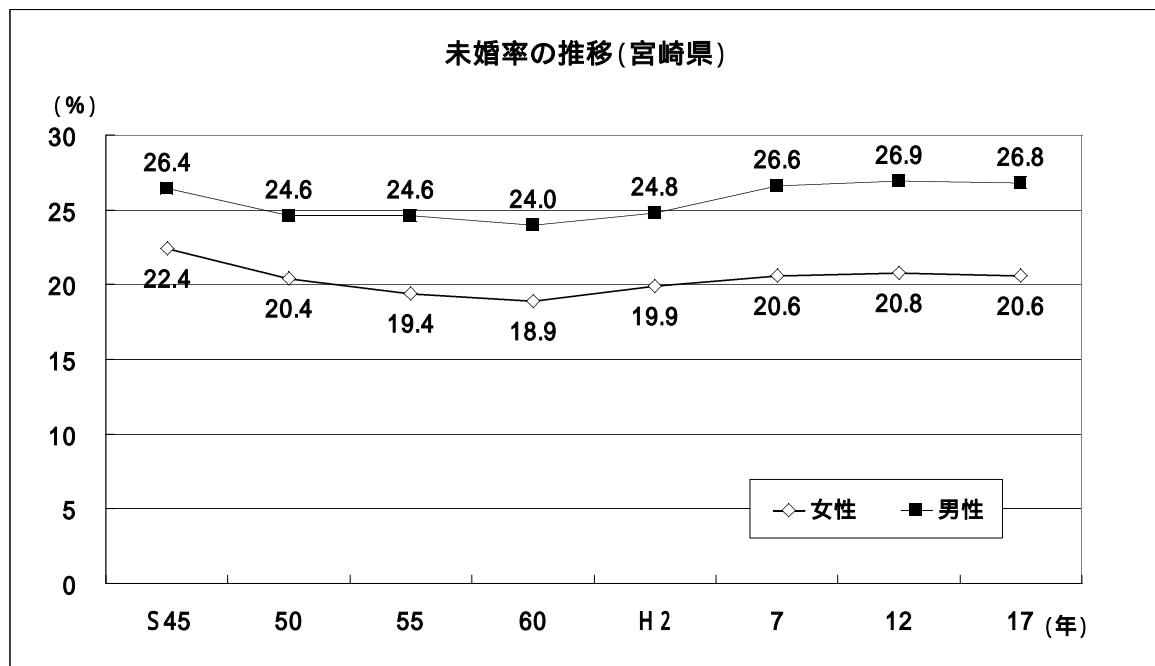
(3) 価値観の多様化

生活水準の向上や自由時間の増加、交通網・情報通信網の発達などに伴って、人々の価値観は、「物の豊かさ」を優先する傾向から、「物の豊かさ」とともにゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」をも重視する傾向に変化してきています。

平均初婚年齢の推移をみると、妻、夫とも上昇傾向にあり、昭和50年には、妻24.3歳、夫26.3歳であったのが、平成17年には、妻27.3歳、夫28.8歳となっています。また、未婚率は男女とも昭和60年までは低下傾向で推移していましたが、それ以降は上昇傾向にあり、結婚にこだわらない生き方を選択する人が増えています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：総務省「国勢調査」

(4) 就業構造の変化

本県の女性の就業率は年々高まってきており、平成12年の就業者数は255千人と、就業者全体の45.1%を占めるまでになりました。

しかしながら、女性の年齢階級別労働力率をみると、出産・子育て期の30歳代前半が谷となるM字型カーブを示しており、固定的な性別役割分担意識のもとで、この年代の多くの女性が、育児等の家族的な責任を中心的に担っている状況が伺えます。

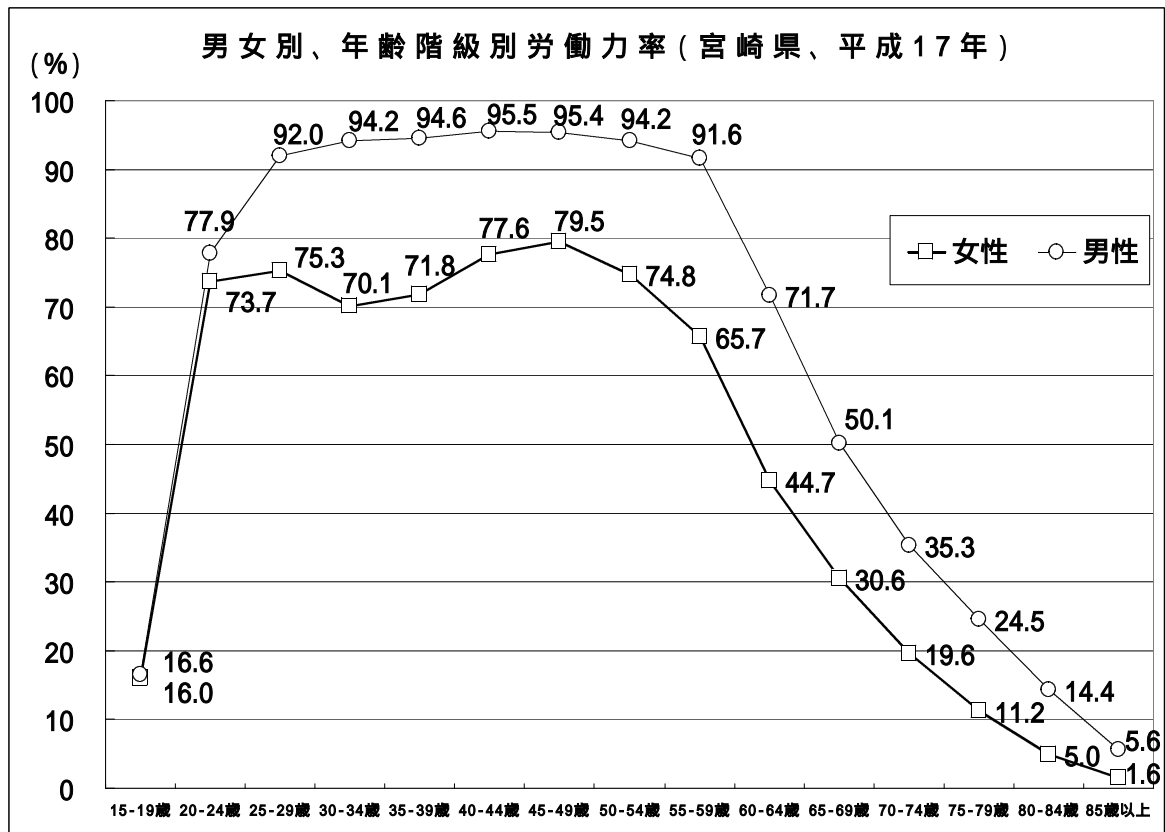
今後、少子・高齢化に伴う労働力不足により、女性の労働力に対する期待がますます高まる中で、就業を希望する女性が、仕事と家庭の両立を図ることができる環境整備が求められています。

インターネットなどに代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な発達により、在宅ワーク、テレワークやSOHOなど、就業形態の多様化が進むと考えられています。これらの、距離や時間的制約にとらわれない就業機会の拡大は、仕事と育児・介護の両立の面で男女共同参画を促進するものと期待されます。

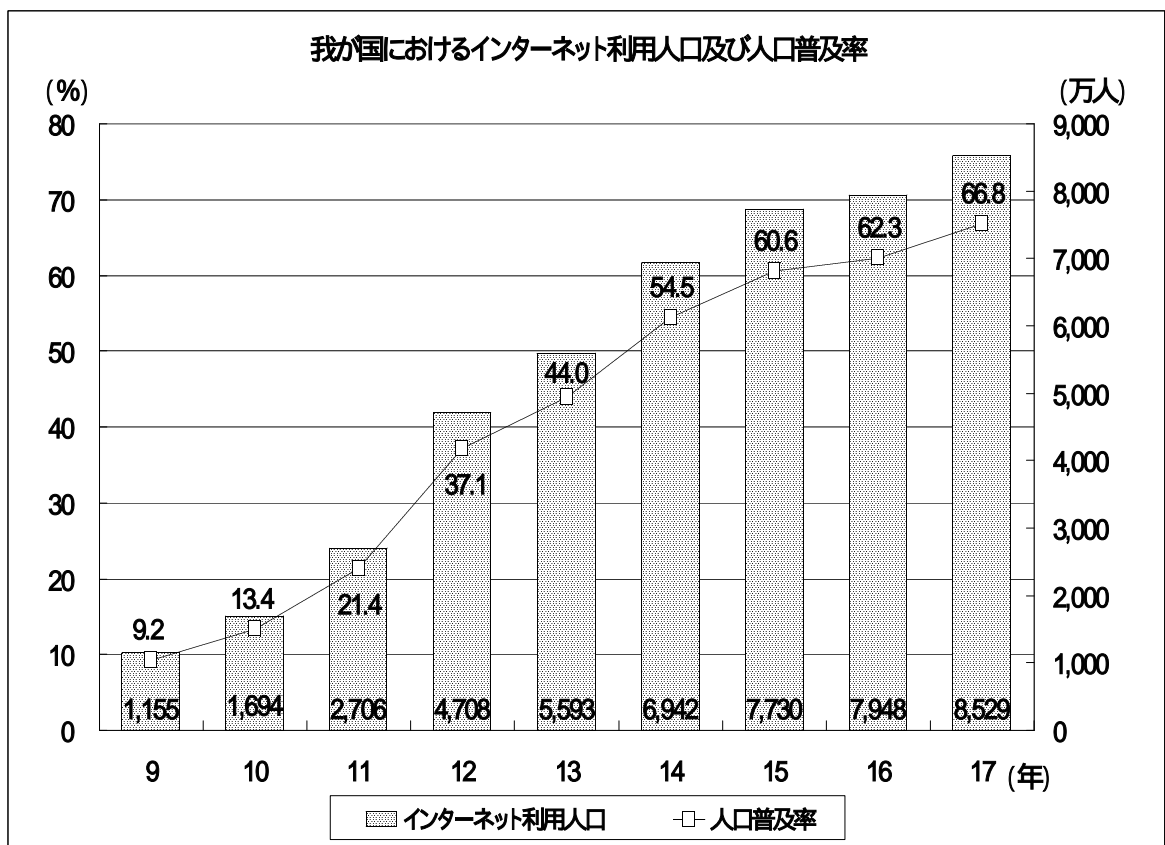
在宅ワーク：情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの等をいう。

テレワーク：情報通信を活用した遠隔型の就労形態。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事をする「モバイルワーク」などがある。

SOHO：Small Office Home Office。企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。



資料：総務省「国勢調査」



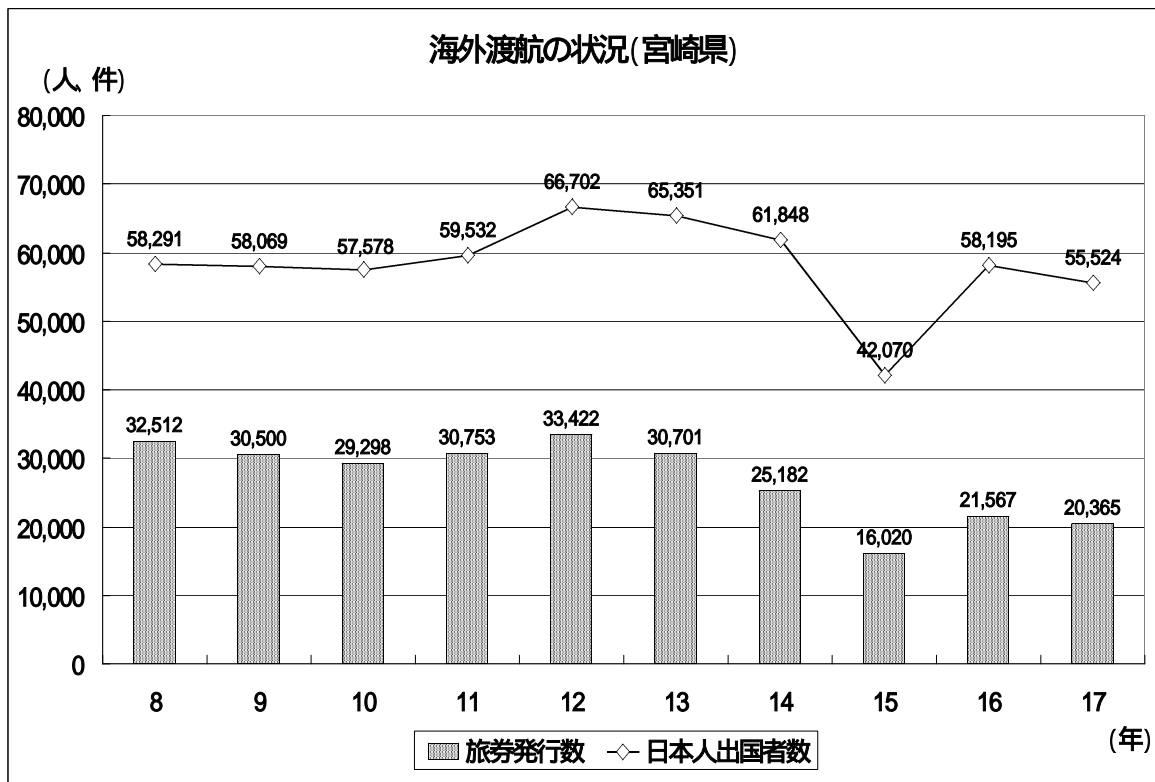
資料：総務省「平成18年版情報通信白書」

(5) グローバル化・情報化の進展

本県から海外への出国者数は、平成17年は55,524人となり、県民の20.8人に1人が出国したこととなります。また、平成17年12月末現在の本県の外国人登録者数は、4,457人で10年前と比較して約1.8倍となっています。

平成18年3月現在で、県内の11市町村が世界各国と姉妹・友好都市の提携を行っており、県内学校や民間団体の姉妹・友好提携も進んでいます。また、本県からの青年海外協力隊への派遣は、昭和40年に発足以来、63か国へ337名(平成18年3月末現在)となっており、国際交流や国際協力の活動も盛んになってきています。

IT(情報通信技術)の飛躍的な発展と普及により、時間的・空間的距離は大きく縮小され、社会活動の高速化、広域化、多様化をもたらしています。また、従来からの多様な活字情報やテレビ、ラジオなどの情報量も増大し続けており、そうしたメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。



資料：法務省「出入国管理統計」、外務省「旅券統計」

(6)地方分権の進展

平成12年の地方分権一括法施行により、国と地方の関係は対等・協力の関係となり、地方が自ら発想し、自らの責任で実施するという地方分権の社会を迎えています。

国においては、真の地方自治の実現に向けて、「三位一体改革」の具体的な取り組みが本格化し、地域の実情にあった施策や事業の実施が可能となってきていますが、一方では、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政ニーズに対し、地方公共団体が的確に対応できるよう、その行財政基盤の強化が求められています。

そのようなことから、全国各地で市町村合併が進み、本県においてもこれまでの44市町村が、平成18年3月末には31市町村となり、さらに平成19年3月末には30市町村となります。

また、国や全国知事会、九州地方知事会においては、道州制等これからのわが国のあり方について研究が行われています。

